

国立市立国立第八小学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を促す。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	・道徳科の授業を中心に「いじめに関する授業」「情報モラル教育」の実施（年間3回以上） ・年3回（6月・11月・2月）の「ふれあい月間」実施 ・年2回（5月・11月）のQ-Uの実施 ・弁護士等によるいじめ予防授業の実施 ・SOSの出し方に関する教育の実施 ・異学年交流「たてわり活動」の実施 ・しょうがいしゃ理解教育の実施 ・構成的グループエンカウンターの実施	・学年会等による児童についての情報交換・情報共有 ・定期的な「学校生活アンケート」の実施・分析・活用 ・いじめ・不登校等報告会での情報共有（週1回） ・いじめ問題対策委員会での情報共有（月1回、学期に1回全体会） ・Q-U手法を活用したアプローチの実施 ・全教員による日常的な校内巡回 ・相談窓口の周知	・いじめ防止対策委員会での情報共有 ・緊急全校集会 ・発達段階に応じた内容説明 ・いじめをやめさせ、再発防止のための指導 ・スクールカウンセラーによるケア ・重大事態チェックシートを活用した職員研修の実施
児童のいじめ解決に向けた主体的な行動を促す指導	・「あいさつ運動」の実施 ・スクールカウンセラーによる5年児童全員面接 ・代表委員会を中心に児童による目標づくり ・いじめ総合対策（児童版）を活用した基本方針の周知	・いじめの確実な発見（児童の実態把握） ・「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見 ・加害児童に対する組織的・継続的な観察・指導 ・「いじめ実態調査」の実施・分析を活用した指導	・被害児童の安全確保と被害児童とその保護者に対するケア ・いじめを伝えた児童の安全確保とケア ・加害児童とその保護者に対するサポートとケア ・学校・学級復帰に向けた集団作り ・スクールソーシャルワーカーによるケア
教員の指導力の向上と組織的対応	・いじめ問題対策委員会の設置 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・いじめに関する職員への校内研修の実施	・いじめ防止対策委員会を核とした役割分担の明確化 ・全教員による校内巡回を通じた子供の観察（解決から3か月経過観察）	・教育委員会への報告と連携 ・関係機関との連携 ・被害児童の安全確保と心のケア ・加害児童の理解とサポート
保護者・地域・関係機関との連携	・年度当初保護者会での基本方針説明 ・外部機関との連携ルートの明確化 ・保護者・地域の方々との連携による児童の見守り	・保護者への情報提供 ・保護者・地域の方々との連携による登下校時の見守り ・児童館や学童クラブとの連携	・いじめ対策緊急保護者会の開催 ・学校運営連絡協議会・八小地区育成会等の活用・民生児童委員との連携

学校でのいじめ防止等のための組織

国立第八小学校いじめ対策委員会

校内 【いじめ防止対策委員会・いじめ不登校等報告会】
＊毎週1回の報告会、毎月1回の対策委員会、学期1回の対策委員会全体会を開催

校内におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織
校長・副校長・生活指導主任・不登校担当・養護教諭・SC
特別支援コーディネーター・SSW・学年（学年主任、担任）

連携

保護者・地域との連携組織

保護者・地域関係者と連携したいじめ問題解決に向けての取組組織
○学校運営連絡協議会
○青少年育成八小地区委員会
○民生児童委員等
○保護司